別添２

クレーン等の取扱いに関する留意事項

１　あらかじめ現場の状況等を把握し、使用するクレーン等の能力等を考慮して安全な作業計画を定め、関係者に周知すること。

２　過負荷防止装置等を有効に保持し、上記１の作業計画を遵守し、クレーン等に定格荷重を超える荷重をかけて使用しないこと。

３　海上、沿岸等の場所に設置されるクレーン等については、構造部分及び巻き上げワイヤ等が海風、海水等に影響を受けることを念頭に、損傷・腐食の有無を点検すること。

４　クレーン等の転倒、ジブの折損、ワイヤロープ切断等の事故（安衛則第９６条関係）が発生した場合には遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告する必要があること。